

令和元年度 愛媛県食の安全安心推進県民会議 議事概要

〔 日時：令和2年2月18日（火）14:00～15:00
場所：県議会議事堂4F 総務企画委員会室

1 開 会

2 議 事

(1) 令和2年度愛媛県食品衛生監視指導計画（案）について

- ・令和2年度の監視指導、収去検査等の方針を定めた標記計画（案）について、計画概要及び令和元年度計画からの変更点を中心に、資料P1～3に基づき説明

〔舟橋会長〕

食品衛生法の改正により、今年6月から1年間の経過措置期間を経てHACCPの制度化が行われるが、この監視計画によって、経過措置終了時期に合わせて事業者はHACCP制度化に対応できるのか。周知は行っていると思うが、間に合うのか。

〔薬務衛生課〕

法改正によるHACCPの制度化により、従事者50人以上等大規模な施設に対しては厳格なHACCP管理が、一般的な飲食店等については業界団体等が作成し厚生労働省が認めた手引書に基づいたHACCP管理が求められる。保健所は、一般的な飲食店等に対して、手引書等を印刷したものの配布や厚生労働省のホームページの紹介等により周知している。大規模な施設に対しては、HACCPを含む民間認証や県版HACCP等により周知できており、いずれも、経過措置期間中に対応できるものと思っている。

〔舟橋会長〕

国が承認する総合衛生管理製造過程はなくなると聞いているが、県版HACCP制度は、食品衛生法によるHACCPの制度化後も並立して存続するのか。

〔薬務衛生課〕

現在、検討段階ではあるが、国のHACCP制度化に沿うべきであると考えている。詳細なHACCPの制度化について、政省令等が出そろったところで廃止を考えている。県版HACCPはHACCPの周知のために開始した制度であり、国の制度化、例えば、厳格なHACCPについては全品目をHACCPによる衛生管理を行わなければならないところ、県版HACCPでは1品目で良い等、緩い部分があり、国の制

度に適合していない。発展的解消が妥当と考えている。県版HACCPは3年間の認証期間があるので、廃止時期を検討しなければならない。

(2) 第2次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画の期間延長について

- ・「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」について、食品衛生法が段階的に施行されることをうけ、2年間、期間を延長することを、**資料P4～6**に基づき説明

[舟橋会長]

現計画を延長することで問題ないと思う。

[濱野委員]

高病原性鳥インフルエンザの検査羽数が指標に入っているが、ワクチンを撒くなど、話題となっている豚コレラ（豚熱）については、この推進計画の指標に入れないのか。

[薬務衛生課]

計画延長について、各課に調査を行ったときはまだ豚コレラ等についてはそこまで活発な話題とはなっていなかった。高病原性鳥インフルエンザは人に感染し得るが、豚コレラは人に感染しないため、食の安全性には関係ないことから畜産担当課は追加しなかったのではないかと推察する。なお、豚コレラに感染した豚を殺処分して流通させないのは、経済的な理由である。

(3) その他

食品中の放射性物質検査について

- ・食品中の放射性物質検査のうち、行政検査（収去検査）について、将来的に廃止することを、**資料P7、8**に基づき説明

[川本委員]

株式会社フジにおいて、お客様からの不安の声を受け自主検査を行っていたが、問い合わせは減っていた。実施内容を見直すなかで、数年前までは株主からの声もあり継続していたが、公表しているホームページの閲覧は、ここ2、3年においては0に等しかった。福島県に本社があるスーパーマーケットの情報（昨年、自主検査を中止）もあり、株式会社フジも今年2月で検査をやめたところである。県も必要と思われる検査に注力して欲しい。

[木原嘉委員]

越智今治農業協同組合では、昨年も、保健所に放射性物質検査をしてもらったとこ

ろである。米のカドミウム検査のように、国、県は安全であることを確認するためにも、行政検査を行う必要性があるのではないか。周辺自治体の多くが行っていないから、検査をやめてしまっても問題ないのか。それとも、少数の検査は継続するのか。

[薬務衛生課]

国は、採取や出荷の制限を行っている17都県においては検査を継続しており、これにより放射性物質に汚染された農産物等は流通しない体制は取られている。本県はこれに上乗せする形で、不安払拭、安全性確認のため県内流通食品等を検査してきたが、現に、放射性物質を検出した例がない。検査には費用も掛かるため、より必要な検査、例えば添加物や残留農薬等の検査にその費用等を振り分けるべきと考えている。

[舟橋会長]

県の方針で問題ないと思うが、万が一のことが起きた際には、行政検査は再開できるのか。

[薬務衛生課]

原子力センターで環境中の放射性物質の検査を行っており機器配備はされている。また、水産物の輸出の際に放射性物質検査を要する国、例えば韓国などがあるため、放射性物質の受託検査は継続する予定である。万一の事態が起こり、再び行政検査が必要な事態となれば、迅速に再開できるため、行政検査の休止と捉えて欲しい。

3 閉 会